

(様式5)

判断基準が法令の定めにより言い尽くされている場合の当該法令の規定

審査基準（申請に対する処分関係）

		資料番号	4	担当課	県民生活課
法令名	特定非営利活動促進法	根拠条項	34条3項	許認可等の内容	合併手続
<p>特定非営利活動促進法 (認証の基準等)</p> <p>第十二条 所轄庁は、第十条第一項の認証の申請が次の各号に適合すると認めるときは、その設立を認証しなければならない。</p> <ol style="list-style-type: none">一 設立の手続並びに申請書及び定款の内容が法令の規定に適合していること。二 当該申請に係る特定非営利活動法人が第二条第二項に規定する団体に該当するものであること。三 当該申請に係る特定非営利活動法人が次に掲げる団体に該当しないものであること。<ol style="list-style-type: none">イ 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成三年法律第七十七号）第二条第二号に規定する暴力団をいう。以下この号及び第四十七条第六号において同じ。）ロ 暴力団又はその構成員（暴力団の構成団体の構成員を含む。以下この号において同じ。）若しくは暴力団の構成員でなくなった日から五年を経過しない者（以下「暴力団の構成員等」という。）の統制の下にある団体四 当該申請に係る特定非営利活動法人が十人以上の社員を有するものであること。 <p>2 前項の規定による認証又は不認証の決定は、正当な理由がない限り、第十条第二項の期間を経過した日から二月（都道府県又は指定都市の条例でこれより短い期間を定めたときは、当該期間）以内に行わなければならない。</p> <p>3 所轄庁は、第一項の規定により認証の決定をしたときはその旨を、同項の規定により不認証の決定をしたときはその旨及びその理由を、当該申請をした者に対し、速やかに、書面により通知しなければならない。</p> <p>参考 (合併手続)</p> <p>第三十四条 特定非営利活動法人が合併するには、社員総会の議決を経なければならない。</p> <ol style="list-style-type: none">2 前項の議決は、社員総数の四分の三以上の多数をもってしなければならない。ただし、定款に特別の定めがあるときは、この限りでない。3 <u>合併は、所轄庁の認証を受けなければ、その効力を生じない。</u>4 特定非営利活動法人は、前項の認証を受けようとするときは、第一項の議決をした社員総会の議事録の謄本を添付した申請書を、所轄庁に提出しなければならない。5 第十条及び第十二条の規定は、<u>第三項の認証について準用する。</u>					